

原 著

## 子どもの人権の成立にむけての歴史的考察

山 口 三重子

川崎医療福祉大学 医療福祉学部 保健看護科

(平成8年5月22日受理)

### An Historical Analysis on the Establishment of Children's Rights

**Mieko YAMAGUCHI**

*Department of Nursing  
Faculty of Medical Welfare  
Kawasaki University of Medical Welfare  
Kurashiki, 701-01, Japan  
(Accepted May 22, 1996)*

**Key words** : establishment of human rights, establishment of children's rights,  
Convention on Rights of the Child

#### Abstract

Two years have passed since the Convention on the Rights of the Child was ratified on May 22nd, 1994. However, the children's circumstances are still severe as seen in bullying, corporal punishment and child abuse. The violation of human rights has had a serious effect on children's existence. In order to solve the problems in such serious situations, those who are engaged in nursing ask themselves what human rights are. This can be considered to be an universal question.

When children's rights are to be analyzed, the establishment of human rights has first to be considered. In this study, establishing human rights in general and children's rights in particular are analyzed chronologically.

#### 要 約

1994年5月22日に、「児童の権利に関する条約」がわが国においても批准され、2年を経過しようとしている。しかし、いじめ・体罰・児童虐待などにみるように子どもたちをめぐる状況は厳しく、その人権の侵害は、子どもの生存そのものまで影響している。看護者としてこのような深刻な問題の解決には、普遍的な課題である人間としての権利とは何かを考えざるを得ない。

子どもの人権の成立過程を考察するにあたっては、人権一般の成立過程を抜きにすることはできない。そこで小稿においては、人権一般及び子どもの人権の成立過程を歴史の変遷をたどりながら考察する。

## はじめに

日本が、1994年5月に「児童の権利に関する条約」(以後子どもの権利条約とする)を批准し、2年が経過しようとしている。この条約によって子どもの固有の権利が示されたにもかかわらず、いじめ・児童虐待・体罰等の社会的な問題にみるように、子どもの人権の侵害はますます広がっている<sup>1)</sup>。「人間の生命は、他の諸価値との比較を許さない特別の価値を保有する」<sup>2)</sup>といわれるように、生命には相対的な尺度では計れない絶対的な価値があるものと考えられる。

また、医療における体外受精・脳死・臓器移植等の高度な技術の導入は、生命そのものの存続に関連して倫理的な問題をも含んでいると考えられる。さらに、身近な問題として入院児童においては、加療や療養のために多くの権利が奪われることを余儀なくされている。看護者として、このような深刻な問題に対して、普遍的な課題である人間としての権利とは何か、生命の尊厳の意味することは何か、を考えざるを得ない。

今回、子どもの権利条約が批准されたことを契機として、普遍的な課題である子どもの人権について、その成立過程を歴史の変遷をたどりながら考察する。子どもの人権の成立過程を考察するにあたっては、人権一般の成立過程を抜きにすることは出来ないので、まず人権一般から述べ次いで子どもの人権について考察する。

### 1. 人権一般の成立の過程

#### 1) 欧米における人権思想の萌芽・発展の過程

日本において第2次世界大戦後に成立した日本国憲法は、人間の尊厳に由来する基本的人権を明確にした。しかし、この20世紀的な人権の形成は、ロックによって代表される自由主義的国家・政治観の理念<sup>3)</sup>に基づいている。ロックら<sup>4)</sup>が主張した自然権思想及び社会的契約説などの強い影響のもとに、18世紀末のアメリカとフラ

ンスにおける市民革命の結果、社会の中に人権思想として生まれた。すなわち、すべての人間は国籍・身分・階級等の区別なく、人間であることに基づいて一定の生来の権利を有し、それは不可譲・不可侵のもの、たとえば国家権力によっても侵すことのできない自由で平等な近代的人権思想が誕生した<sup>5)</sup>。

しかし、このアメリカの人権宣言は、「資本主義と近代立憲主義をもたらすものであっても、封建体制を打ち倒すものではなく」<sup>6)</sup>、「イギリスの伝統的な諸自由を自然的に根拠づける」<sup>7)</sup>ことを確認したものにはすぎなかった。一方、フランスは、「財産権、精神活動の自由、身体の自由などの自由権を中心とする諸権利が立法権に対抗できる不可侵の権利として保障され、政府がそれを保障するための手段として設けられることが明示された」<sup>8)</sup>ものとなった。「人および市民の権利宣言」(1789年)、いわゆるフランス人権宣言後に成立、可決した「山嶽党憲法における権利宣言」(1793年)の第21条、第22条では、公の救済を一つの神聖な負債とし、労働することができない人々の生存の手段を確保すること、また、教育はすべての者の需要であるとした具体的な内容を規定し、教育の重要性とその保障を生存の保障と同様に政府に要請した。ここに社会権の萌芽を認めることができる。

このように、18世紀が人権、特に国家との関係における社会権の萌芽の時代とすれば、19世紀から20世紀の初頭は、人権の拡大と実定化の時代といえる。

しかし、19世紀に入り、人権が実定化されるに従って、それは憲法ないし国家に認められた国民の権利・自由として捉えられるようになり、それに加えて法実証主義の結果、それまでの天賦人権としての自然権的性格を失っていった。フランスでは人権を「フランス人の公権」として、ドイツでは「ドイツ国民の基本権」として捉えられたが、ドイツのみならずフランスまでも、実質の具備を欠いた外見的人権宣言にな

らざるを得なかった。つまり、フランスでは、君主制国家がその政治的課題を遂行するうえで、いわば反対や不満を「鎮静させる作用」<sup>9)</sup>として、またドイツは後発資本主義国家としての必要性から、結果的に「上からの近代化」<sup>10)</sup>の政策となったことを指摘することができる。

この頃のヨーロッパでは、資本主義経済体制・市民憲法体制が本格的に形成されつつあった。資本主義化と立憲体制への移行は、反動による改革、つまり上からの近代化という形をとらざるをえないはずであった。封建的土地貴族はその主導権により、農奴との関係をそのまま資本・賃労働関係に再編成し、政治的にはそれに対応する外見的立憲主義の原則によって、外見上の立憲体制を成立させるという近代化のしかた<sup>11)</sup>を選択した。外見的な立憲主義という点では、明治維新後における日本もドイツと同様の課題を持ちつつ、近代国家として発展したといえる。日本は武力による外圧に対して富国強兵というスローガンを持たざるをえず、近代化を図るためには大日本帝国憲法を制定し、国力を高めるという国策をとるしかなかったのである。

## 2) 20世紀における人権の成立過程

20世紀に入ってからの人権は、芦部が述べているように、次の3点に特徴づけられる。すなわち、第1は「ワイマール憲法」(1919年)に象徴される社会権の登場、第2は第2次世界戦争後における自然権思想の復活、第3は人権を憲法のみならず国際条約によって保障する国際化動向の出現、である<sup>12)</sup>。

ワイマール憲法は、立法の指針を示したプログラムの規定が多い点で批判されることが多いが、民主主義的色彩が強く、個人の自由・平等の保障においても生存権の基本権を認めた点で画期的なものと言われている。その内容は、「子どもの教育」「非嫡出子に対する肉体的・精神的および社会的成長の保護」「すべての者に人間たるに価する生活の保障」などの社会権的な内容を規定し、さらには「労働力は国の特別の保護を受けること」をはじめ、労働に関する諸項目が多く規定され、これらが今までにない社会権の登場と言われるものである。ただそれが、単に社会倫理的原則・プログラム規定と解された

ことによって、実効性を失い、ナチス政権台頭(1933年)後は、国家の基本法としての意味も失った。しかし、第2次世界大戦後になって、それらが社会福祉国家の理念として再導入されたことは注目に値する。すなわち、民主主義が成立していく過程において、発言力をもつようになった労働者階級は、社会的同権化を求め、自由と平等を権利として社会的・実質的なものにした。さらに、社会的弱者といわれる、いわゆる子どもや障害者のように、権利を主張できにくい人々が、自由権の理念が拡大し社会権が認められたことによって、それらの人を含め、すべての人の権利の社会的実現が保障されたといえることができる。

第2の自然権思想の復活は、戦争による多くの殺戮の反省からの「人間の尊厳」に対する不可侵性からくることも、異論のないことである。

ナチス体制の反省から実質を伴った憲法として、ドイツは「ドイツ連邦共和国基本法」(1949年)を制定した。もちろんこの法律は、英米仏の管理下のもとで作られたものではあるが、「第1条(1)人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ保護することは、すべての国家権力の義務である。(2)ドイツ国民は、それゆえに、世界における各人間共同社会・平和および正義の基礎として、不可侵の、かつ、譲渡し得ない人権をみとめる。(3)以下の基本権は直接に運用される法として、立法、行政(Verwaltung)および裁判を拘束する」<sup>13)</sup>の三項にみるように、①自由は人間に付与されているものであること、②憲法は自由を与えるためではなく、自由を確認し、保障するために制定されるものであること、③人間が国家のために存在するのではなく、国家が人間に奉仕するために存在するものであること等、自然権の実定化とそれを実質的に裏づける制度として成立した<sup>14)</sup>。日本国憲法における人権の保障も第11条にみるように、全くドイツと同じくするものである。

人間が一定の基本的な権利を生れながらして享有するという、J・ルソーにはじまる自然権思想や理念は、長い歴史を経て、第1次世界大戦、第2次世界大戦という人類の大きな悲劇を体験して、やっと実質を備えたものとして復活した。

そして、その人権は、戦争体験からもわかるように、決して国々だけの問題ではなく、国際的な規律の対象であるということも確認された。それは、第2次大戦後の人権を憲法のみならず、国際条約によって保障するという動向がみられたことによって確認することができる。

国際連合によって採択された「世界人権宣言」(1948年総会)は、人権の国際法的保障への意図を含んだものとして、大きな意味を持つものである。宮沢は「世界人権宣言をきわめて重大な地位を占め、それが法的拘束力を有するかどうかは、本質的な問題ではない」<sup>15)</sup>と述べているが、人権は法的に保障されてこそ、その理念が実社会に生かされるものであるから宣言の条約化に有効性がかかっている。また、世界人権宣言に先立つこと2年、世界保健会議で「世界保健憲章」(1946年)が採択され、それと同時に、世界保健機構(WHO)が誕生した。公衆衛生の大憲章といわれるこの憲章は、健康に生活することがすべての人の基本的権利であることをうたい、健康権をその一つにあげ、各国政府に国民の健康に対する責務を述べた<sup>16)</sup>。

現在では、代表的な「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(1966年、以後A規約とする)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(1966年、以後B規約とする)をはじめ、20を越える人権保障に関する国際条約が成立し、人権の深化、拡大が国々で着実に進行している。

以上、人権の成立過程を歴史的に考察した。その結果、人権の考え方は時代によって異なり、それは人権を規定する憲法の条文の違いや運営の方法が大きく影響することが認識された。その時代の国家権力のあり方によって、それらは決定づけられていることがわかった。前近代・近代において支配される対象でしかなかった「臣民」が「市民」・「国民」へと、現代に向けてその地位を確実なものとしていった過程では、人間としての権利の質的変化があったと考えられる。しかし、国々の法を拘束するものとして条約が位置づけられても、抽象的な条文が多いため解釈が多義的になるという側面があり、実質的保障が必ずしも充分でないという重要な課題を残している。

次に、子どもの権利の発展の過程を明確にしつつ、歴史的に考察を加える。

## 2. 子どもの人権の成立過程

子どもの人権の成立過程をみていくに当たっては、前述した人権の一般の成立過程に大きく重なるところがある。それは、人間がどのような思想のもとで考えられ、また国家との関係でどのように自由を獲得していったのか、さらに、その自由が資本によって再び制限されたことによって、結果的に国家との関係において、それらが社会権として認められたという歴史的な流れのなかで、子どももまた生きてきたからである。

しかし、大きく違うところは、子どもには大人と同等に期待されるような力はなく、社会的に全ての弱者であるという、そのことによって常に大人の恣意のままに扱われてきたという事実である。近代において、当時としては人権思想が発達していたフランスの「ナポレオン民法典」でさえ、妻を無能力者とみなし、選挙権もなかったのであるから、当然、子どもにも実質的な権利はなかったであろうし、考えられもしなかったであろう。子どもが何らかの権利を持つ存在であると確認されたのは、第1次大戦後に制定されたワイマール憲法(1919年)にみる「生存権」と「教育の保障」等であることは、すでに述べた。それに加え、「世界児童憲章」(1922年)の意義は大きい。世界児童憲章が国際的に認められて以来、子どもの権利に関する進展はめざましく、「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」(1924年)、「児童の権利宣言」(1959年)、「国際児童年」(1979年)、「子どもの権利条約」(1989年)などが国際連盟、国際連合によって制定された。しかし、子どもの権利の条約化は児童の権利宣言から30年、A規約・B規約から23年を待たなければならなかった。実質的に国内法を拘束する「子どもの権利条約」が発効され、1995年6月現在で180ヵ国が批准し、署名・批准していない国が11ヵ国<sup>17)</sup>にすぎないなど、その条約の重要性が世界的に認められた。

次に、子どもが歴史的にどのように考えられ、扱われてきたか、その権利の発展について考察を加える。

### 1) ヨーロッパにおける子どもの人権の成立過程

子どもの人権思想は、18世紀のJ・ルソーによってすでに表現されている。つまり、「子供たちは人間として、また自由なものとして、生まれる。彼らの自由は、彼らのものであって、彼ら以外の何びとも、それを勝手に処分する権利はもたない」<sup>18)</sup>と述べ、子ども自身がそれらの権利を持つことを認めている。しかし、自然権的人権思想が主流であった当時においては、抽象的に表現されても実質的内容を伴うに至らなかったことは、すでに述べてきた。

したがって近代市民憲法では、子どもの人権の保障について特に規定を設けるに至らなかったため、子どもの状況は「この世の地獄」(V・コンシデラン)、「白いニグロ」(R・ヴィレルメ)とも評されるほどひどかった。市民革命を成し遂げたフランスでも、「自由放任」の体制は「原生的労働関係」をもたらし、子どもも大人も巻き込んだ労働者を中心とする階層に、非人間的な生活を強いた。子どもは母親と共に労働に従事し、非衛生的な環境で16~17時間の労働を強要され、時にはムチなどによる虐待が加えられた。産業革命が衰退する頃の1840年は、フランス人の平均寿命は20歳まで低下したという調査があるほどに、ひどいものであった。それは、労働者階級における多数の死亡に起因していたといわれるように、子どもは低賃金で酷使され、過労・栄養失調などによって早期に死亡していた<sup>19)</sup>。

近代市民革命による自由権は、他人の人権を侵害しないかぎり、各人は自由に人間を酷使することができ、しかも、契約があれば、他人の人権をも制限できるという体制をつくりあげた。つまり、労使関係において、徹底した「低賃金長時間労働」が可能となり、政府もそれらを放任するという国家のあり方が、このような子どもの状況を作り出した。

ペノーはミュルーズ市においての統計調査結果から、「工場経営者と大商人の子どもがその誕生時に平均28歳の余命をもっているのに対して、職工と製糸工の子どもが1歳半の平均余命しかもっていないこと、および大部分の労働者は自

分の子どもが死んでゆくのを無表情で、ときには喜んで見つめるほどに貧困がひどかった」<sup>20)</sup>と述べている。前述したとおり、この頃の「自由権」は「自由放任」の体制であり、それは大人よりも子どもが第一の犠牲者となった。当時の平均余命が示すように、子ども自体に権利性・独自性を賦与するという考えはどこにも存在しなかったのである。

イギリスにおいては子どもに対する意識は、古くは「救貧法」(1536)に端を発し、産業革命以後、ピールによる通常では最初の「工場法」(1802年)といわれるものや、「救貧法学園」(1850年頃)の設立、「感化法院」(1854年)の制定などにより、子どもには特別な処遇が必要であることが提示されていたと言える。

フランス革命の人権思想、労働運動などの影響を受けたオーエン(英、1816年)は、「純粋に民主的な性格」、「他人の利益と自分の利益とが一致した理想社会をつくる」<sup>21)</sup>ための幼児教育を考え、その中には幼児自身をひとりの人間として捉え、現代にも通じる子ども観がすでに考えられている。日本の幼児教育に多大な影響を及ぼしたフレーベル(独、1840年)は、「人間の自由は内部的精神が確立されることによって可能である」と、教育の根幹をそこに見だし、『母の歌と愛撫の歌』のなかでは、わが子を自己の所有物として、本能的な母性愛によって育てている母親に対して戒め、子どもの尊厳性が述べられていることを、小川はその書の中で記している<sup>22)</sup>。

このように子どもの場合も、資本主義の発展過程のなかで労働力として捉えられ、さらには救貧法学園の設立にみるように、大人の労働力確立保のための幼児の集団教育へと形を変えつつ、子どもの存在が徐々に社会的に明らかになってきた。

社会の一方で、過酷な労働により早期に死亡する子どもが存在する中で、他方、それに対抗する思想も生まれてきたのである。

つまり、19世紀中ごろには労働運動や教育運動の芽生えのなかで、確実に子どもの存在が自覚されてくる。それぞれの立場から子どもを捉え、具体性をもって社会の場へ登場させたが、本来の意味での人権に結びつく権利の出現は20

世紀の後半の現代まで待たなくてはならない。

## 2) 日本における子どもの人権の確立過程

日本における子どもに対する見方の特徴は、17世紀すでに習慣化していた墮胎・間引き・捨て子等に見ることができる。農民・都市細民等の貧困に加えて、災害・飢饉・疫病が多発し、生活が困窮化していた階層は当時の9割を占めていたと言われる。この背景にある幕府の農民に対する政策は、「百姓を治るの法は、一年入用の食料だけを残してその余りは年貢に取り、彼らの手もとには財の残らぬように、かつ不足なきようにすべし」というものであるから、当然のように飢饉時には飢え、生命を絶つことが多かった。もちろん、子どもがもっとも厳しくその口べらしの犠牲になっていた。「百姓と言ふ物、牛馬に等しく……これが為に身代を潰し、妻子を売り、或るは疵を蒙り、命を失ふ事限り無」<sup>23)</sup>と記述されているように、子どもを売買の対象とすることも子どもを川へ捨てて殺すことも問題にはならなかった。

しかし、このような側面がある一方で、民俗学的立場の調査が明らかにしているように、子どもを大切に、尊重する側面も認められる。それは、誕生や成長の節々に行なわれる通過儀礼的な祝いの行事等から確認することができる。たとえば、帯祝い・三日衣装・お七夜等を行なうことによって、子どもの生存を認め、成長を祝うという側面である。「墮胎・間引きがあるからこそ、生存する子どもたちが大切にされるという関係」、多数の子ども生存を否定しなければならぬから、他方において生存が保障された少数の子どもが大切にされるという関係が成立する。そして、「7歳までは神のうち」とする民俗信仰が間引きを合理化し、幼児の基本的な生存権をおびやかすという事実を容認させた<sup>24)</sup>。農民の絶対的貧困の上に、諺を信じることによって、江戸時代後期まで墮胎・間引きを正当化させたということは、生存権成立への歴史の中で見逃すことの出来ない社会現象である。子どもの生命が大人によって選別され、結果的に望まれない子どもの生存権は否定されていたといつてよいであろう。

1868年に成立した明治新政府は、新しい国家

体制を早急に確立する必要性から、子どもに対する施策も矢継ぎ早に実施した。しかし、これらの施策は、古川孝順<sup>25)</sup>がいうように近代国家としての先進資本主義諸国に対抗して整えるという側面が大きく、同時に新政権のもとに国内を統合していくための必要な施策とみるべきで、その救済策は限定的なものでよかつたし、その効果もほとんど問題にもされていなかった。子どもは最低限の生存を保障されながら、政府の方針にそって忠実に育てられたのである。そして、明治憲法という外見的立憲主義型の市民憲法<sup>26)</sup>に人権を制限されながら、そこでは現代的な社会権の保障はなく、もちろん子どもの権利などは存在しなかった。戸主権に隷属することを通して国家に隷属し、戸主以外は子どもを含めて他の家族構成員も自由な人格としての存在は認められていなかった。しかし、当時、自由民権運動に参加した植木枝盛の、立憲政治の樹立のためには国家の基本的単位を個人とすべきであるという主張<sup>27)</sup>は、家制度それ自体の解体と、すべての人間の自由な人格としての独立を意味し、現代と変わらない人権の内容を含んだものと解釈することができる。また、「慈善は育英に非ず」といった桂木頼千代の主張の中にも、近代的な人格の平等の主張が提起され、能力の差や障害の有無によって人間の尊厳に違いない<sup>28)</sup>ことまで含んだ思想を見いだすことができる。

日本社会事業の父といわれる生江孝之は、児童の権利を次のように主張している(1923年)。「保護を受くるべくは児童の権利である。児童に生まれながらにして、その父母若しくはその国家社会に要求すべき少なくとも三つの権利がある。一つは立派に生んで貰うこと、さらに次は立派に養育して貰うこと、次は立派に教育して貰うことである。これらは先ず家庭即ち其の父母に要求すべき権利であると思う。然し其の父母が十分に子女の権利を擁護し徹底せしむる事が出来ぬならば、国家社会がこれに代らねばならぬのである。人間には生存の権利があると共に、良く生存すべき要素の具備を要求する権利を有すると信ずる」<sup>29)</sup>と教育・生存・環境の保障、さらに、母性保護までにその範囲を広げて言及していることは注目に値する。生江の主張

の中には、植木にみられない国家に対する社会権的要求があることを見いだせる。

この時期にみられる母性保護論争において平塚雷鳥は、母性の国家的社会的保護の必要性を訴えるものである。さらに山川菊栄の主張は、「旧来の女権運動と新興の母権運動とのいずれにも価値を認めながらも婦人が能力に従い好むところにしたがって労働することが許され、万人のために平等の生活権が認められることを提唱し、平等な生活権を前提にすることなくしては女性の自立も母性の保護も成り立たないとして労働者階級の社会的同権化の重要な一環として生存権的平等を位置づけようとするものであった」<sup>30)</sup>といわれている。そしてそれらを社会的に実現しようとする新婦人協会や母子扶助法制定促進会の運動、さらに徳永恕の論じる保育一元論等は、女性の自立と共に子どもの保護事業を明らかに社会的に意味を持つものとして、また子ども自身の人格的自立を含めたものとして位置づけようとしていた。

このように児童擁護の社会的関心の高まりは「救護法」(1929年)を成立させたが、「法の反射的利益」という制限的<sup>31)</sup>なもの、「思想ノ動搖ヲ防止スル」という治安対策<sup>32)</sup>としてのものであるという当時の社会背景を反映させたものとなった。この後、日中戦争から第2次世界大戦へと向う中で、ますます軍事色が強まり、「母子保護法」(1937年)が成立した。また、「人口政策確立要綱」(1941年)では、乳幼児・子どもに対する保健政策を打ち出し、それに向かって保健婦の活躍があったがこれらの施策は、「人的資源として次代の国民の健全な育成をはかる」という軍事目的をその課題の一部に含んでいたため、十分に近代的な児童観に基づくものではなかったことを示している。このように国民全体が戦争の目的として、管理され組織されていくその過程で、政策が「特殊な児童」から「児童一般」へと拡大したが、その内容は、「健民健兵」育成策に結びつく軍事主義を支える国民として捉えることができる。

第2次大戦後、「大日本帝国憲法」の改正という形で、民主主義の理念を備えた「日本国憲法」(1946年)が制定され、基本的人権が侵すこと

のできない永久の権利として確立され、今日に至っている。また、「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」の影響を受けて日本では、国連「児童の権利宣言」(1959年)より早く「児童憲章」(1951年)を制定し、児童は人として尊ばれると世界にさきがけてその精神を盛り込んだ。国際人権規約(A規約・B規約)、「子どもの権利条約」等を批准したことによって、これらの条約の理念である「人間の個有の尊厳」が、日本のすべての法体系の中で、具体化するように要請された。子どもも大人と同様にこれらの権利が保障され、現実の生活の中で実現するよう具体的な法的整備が求められている。

### おわりに

大人一般の人権と子どもの人権について、その発展過程を歴史的な背景をもとに考察した。その結果、18世紀末のアメリカ・フランスの市民革命後における近代的人権の誕生を契機に、その国家の制度及び国家間の政治的な緊張の中で徐々に実質を伴ったものとして成長した。法実証主義の影響から本来の天賦人権としての自然権的性格を失ったが、20世紀に入ってワイマール憲法で人間らしく生存する権利を要請する社会権が登場し、さらに第2次世界大戦後は、国家間をも規律する国際法の根本に基本的人権の尊厳が位置づけられた。

一方、日本における子どもの権利の成立過程では、間引き・子殺しの習慣にみるように最低限の生存の権利さえ奪われていた事実がある。また、子どもの誕生・健民が戦争の為の国策の一部としていたことは、基本的な自由権も奪われていたと言うこともできる。このような時代を経て、今日、国内法を拘束する国際法「子どもの権利条約」が批准され発効されたことは、子どもの人権の時代が始まったことを意味している。大人一般の人権でさえ第2次世界大戦を経た現代において、国際社会・国際法秩序の中で認められたことを考えると「子どもの人権」の具体的保障について、明確になるにはまだ時間を要する問題である。そして、条文が多義的に解釈できることによって、それらの保障が本来の意味で実質を伴ったものになるのか疑問が

持たれるところである。しかし、子どもの問題がその生存の危機にまで及んでいること、子ども自身ではそれらを解決する力を持っていないこと、したがってそれらの権利のすべてを含んだものを、生存権的社會権として、当然において子どものひとりひとりが国家に要請すること

ができるという根拠になりうると言える。

本稿では、大人一般の人権及び子どもの人権の發展過程を歴史的に考察した。今後はさらに、子どもの固有の権利について、国内法・国際法等から明確にし、子どもの権利の保障について考察したい。

## 文 献

- 1) 日本弁護士会(1995)子どもの権利マニュアル—改訂版子どもの人権救済の手引き—, 初版, こうち書房, 東京, pp 37—106, pp 227—237.
- 2) 宮川俊行(1986)安楽死の論理と倫理, 東京大学出版会, 東京, pp 233.
- 3) 高木八尺(1993)人権宣言集, 岩波書店, 第48版, 東京, p 20.
- 4) モンテスキュー(C. Montesquieu 1689-1755), ルソー(J. J. Rousseau 1712-78).
- 5) 芦部信喜(1994)憲法学II人権総論, 有斐閣, 東京, p 4.
- 6) 杉原泰雄(1993)人権の歴史, 岩波書店, 第3版, p 37.
- 7) 芦部前掲書 p 8.
- 8) 杉原前掲書 p 41.
- 9) 芦部前掲書 p 12.
- 10) 杉原前掲書 p 62.
- 11) 杉原前掲書 p 61.
- 12) 芦部前掲書 p 19.
- 13) 高木八尺他編前掲書 p 220.
- 14) 芦部前掲書 pp 32—33.
- 15) 宮沢俊義(1974)憲法, 有斐閣, 東京, pp 72—73.
- 16) 編集 平山朝子, 宮地文子(1994)公衆衛生看護学総論1, 第6版, 日本看護協会出版会, 東京, p 32.
- 17) 河内徳子(1995)世界における人権教育の新たな發展—ユネスコを中心として—, 教育学研究, 62(3), 253.
- 18) J. ルソー, 桑原武夫, 前川貞次郎訳(1993)社会契約論, 55版, 岩波文庫, 東京, p 22.
- 19) 杉原前掲書 pp 102—104.
- 20) 杉原前掲書 p 104.
- 21) 諏訪義英(1992)日本の幼児教育思想と倉橋惣三, 新読書社, 東京, p 30.
- 22) 小川正通(1970)世界の幼児教育, 明治図書, 東京, p 119.
- 23) 村上尚三郎(1988)教育福祉論序説, 第7版, 勁草書房, 東京, p 9.
- 24) 諏訪前掲書 pp 40—42.
- 25) 古川孝順(1993)子どもの権利, 第5版, 有斐閣, 東京, pp 214—215.
- 26) 杉原前掲書 p 170.
- 27) 古川前掲書 pp 219—220.
- 28) 池田敬正(1985)近代日本における慈善事業の形成とその転形, 京都府立大学学術報告・人文, p 23.
- 29) 一番々瀬康子・解説(1983)生江孝之集, 鳳書院, 東京, p 208.
- 30) 池田敬正(1986)日本社会福祉史, 法律文化社, 京都, p 458.
- 31) 古川前掲書 p 257.
- 32) 池田前掲書 注30)に同じ, p 691.